

# 災害対策準備金制度規程

## [ 目的 ]

海風の街団地の災害に備えて、住民の安全を確保するための緊急を要する出費に対処するため、災害対策準備金（以下：準備金）を設ける。

1. 被災時に迅速・適切に対応するための財源を確保する。
2. 被災時における物資一括受給契約を近隣店舗と結ぶための裏付けの資金とする。

## [ 金額 ]

1. 準備金の金額は、被災直後の3日間×960世帯×千円と想定し、目標額を300万円とする。

## [ 準備金勘定への繰り入れ ]

1. 自治会会計に災害対策準備金勘定を設けて、一定額を準備金に繰り入れる。
2. 自治会会計決算に剰余金が生じた場合、適当額を災害対策準備金勘定に繰り入れる。
3. 資源ゴミ回収事業の収益金を災害対策準備金勘定に繰り入れる。
4. 準備金勘定への繰り入れは、目標金額の300万円を準備できた時点で繰り入れを停止する。
5. 準備金は、会計が専用通帳で管理し、残高を決算時に報告する。

## [ 使用の制限 ]

1. 準備金の使用は、災害対策本部が設置された場合に限る。
2. 対策本部長は、災害対策本部の助言に基づき準備金を取り崩し、資金使途を災害対策に限定して使用することが出来る。
3. 防災部は、被災時における物資一括受給契約を近隣店舗と結ぶために活動し、準備金の使途を役員会の承認を得て予め決定することが出来る。

## [ 付 則 ]

1. この規程は、平成10年4月26日より施行する。
2. この規程は、平成24年4月22日より改定施行する。